

平成23年3月1日 14時提供

大阪経済記者クラブ会員各位
(同時資料提供先 大阪府政記者会 大阪市政記者クラブ)

御堂筋 kappo2011 (仮称) の開催に伴う
企画調整、警備、交通規制及び設営等業務に係る事業者を募集します

【お問い合わせ先】

御堂筋 kappo 実行委員会
事務局：大阪府府民文化部 都市魅力創造局 都市魅力課
(竹田・田中)
電話 06-6210-9304

御堂筋 kappo 実行委員会(大阪商工会議所、大阪府、大阪市等で構成)では、御堂筋 kappo2011(仮称)の開催に伴う企画調整、警備・交通規制及び設営等業務を委託します。

この業務を委託する事業者を公募プロポーザル方式によって選定します。

記

1 趣旨

行事の企画調整、事業推進、実施計画・警備計画の策定、一部関連事業の実施までを委託実施するため、開催実施計画案と運営体制などに関する企画提案を募り、提案内容が最も優秀な事業者を選定し、契約します。(公募プロポーザル方式)

2 発注者

御堂筋 kappo 実行委員会(事務局:大阪府府民文化部都市魅力創造局都市魅力課 内)

3 委託業務名称

御堂筋 kappo2011(仮称)の開催に伴う企画調整、警備・交通規制及び設営等業務

4 委託期間

契約締結日から平成23年11月30日まで

5 契約金額の上限

56,000,000 円(消費税・地方消費税額を含む)

6 委託業務内容

添付ファイル「募集要項」のとおり

7 参加資格・参加手続き等

添付ファイル「募集要項」のとおり

8 その他

次のとおり説明会を開催します。企画・提案を希望する者は必ず出席してください。

1)日時 平成23年3月9日(水曜日) 午後2時から午後4時まで

2)場所 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 23 階 中会議室

3)出席者 各事業者2名以内

4)内容 本件募集要項の説明

5)申し込み方法 添付ファイル「様式集」の様式1「御堂筋 kappo2011 の開催に伴う企画調整、警備・交通規制及び設営等業務説明会参加申込書」に必要事項を記入のうえお申し込みください。

その他詳細は、添付ファイル「募集要項」のとおり

御堂筋 kappo2011(仮称)の開催に伴う 企画調整、警備・交通規制及び設営等業務に係る企画提案募集 要項

御堂筋 kappo 実行委員会では、大阪のシンボルである御堂筋を 1 日限定で歩行者に開放し、「新しい私に、新しい大阪に、チャレンジ！」をコンセプトに、来場者の方、出展者の方の様々なチャレンジを応援するプログラムを展開し、大阪の魅力、御堂筋の魅力を体感していただくイベント、御堂筋 kappo2011(仮称)(以下「御堂筋 kappo2011」という。)を開催する予定です。

このたび、御堂筋 kappo2011 の開催に伴う企画調整、警備・交通規制及び設営等業務を受託する事業者を募集します。

なお、詳細は下記のとおりです。

1 委託業務内容

(1) 業務名

御堂筋 kappo2011 の開催に伴う企画調整、警備・交通規制・設営等業務（以下「本件委託業務」といいます。）

(2) 業務内容

- ア 行事全般に係る企画調整及び運営業務（総合企画、広報、行事内容に係る調整、運営管理）
- イ 自主警備、交通規制に係る業務（会場及び周辺の警備、交通誘導、規制広報等）
- ウ 会場設営及び搬入出に係る業務（什器類の搬入搬出及び設営撤収等）
- エ 協賛獲得に係る業務（バナー等大規模な協賛の獲得等）
- オ その他付帯業務（各種申請に必要な図面資料等の作成等）

(3) 委託期間

契約締結日から平成 23 年 11 月 30 日まで

(4) 委託金額の上限

56,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）とします。

(5) その他

本件委託業務に係る企画提案（以下「本件企画提案」という。）の募集に応じた者（以下「応募提案者」という。）のうち、最も優れた企画を提案した者（以下「契約候補者」という。）と契約条件を協議のうえ両者間で、具体的な事業内容及び契約内容について合意に達した場合に契約を締結します。

2 本件企画提案に求める内容、視点等

(1) 行事全般に係る企画調整及び運営業務について

- ア 公道を使用することに係る課題等を把握した内容となっており、プログラムを安全確実かつ、時間どおりに実行できる内容となっていること。
 - イ 御堂筋の魅力創造・発信や賑わいの創出等に向けた効果的な企画内容を具体的に明らかにすること。
 - ウ 事前調整から当日の運営まで責任分担が明確な組織体制であること。
 - エ 関係機関との協議結果を反映させつつ、出展者との調整を円滑に遂行可能な計画となっていること。
 - オ 応募提案者が、本件委託業務を遂行するにあたり、自らの業務水準を確保するために必要な次の方策につき適切に提案していること。
 - ・各種期限の遵守方策
 - ・業務水準確保に資する創意工夫の提案
- (2) 自主警備、交通規制に係る業務について
- ア 警備員が、適切に配置され、質の確保にも配慮されていること。
 - イ 警備計画は、安全かつ効果的な内容となっており、突発事案対策を含め、計画内容が十分考察されていること。
 - ウ 適切な指揮命令システムが確保されていること。
 - エ 交通規制実施にかかる広報は、その効果につき、説得力のある内容であること。
 - オ 交通規制を規定時間内に実施・解除するための方策につき十分考察されていること。
- (3) 会場設営及び搬入出に係る業務について
- ア 搬入・設営及び撤収・搬出は規定時間内に余裕を持って完了可能な計画であり、不測の事態に備えた対策が講じられていること。
 - イ 搬入・搬出の際の安全対策が十分に講じられていること。
 - ウ 搬出時における来場者の誘導方法、ゴミ収集計画が考察されていること。
- (4) 協賛獲得に係る業務について
- ア バナー広告に係る協賛を効果的に獲得する方法について考察され、十分な実現可能性を有すること。
 - イ 上記ア以外の協賛獲得方法について考察され、実現可能性を有すること。

3 応募資格

本件企画提案の応募資格は、次に定める内容を全て満たす者、もしくは複数の者による連合体（以下「連合体」という。）とします。ただし、連合体が応募する場合は、連合体を構成する者（以下「構成員」という。）のうち、代表となる者（以下「代表構成員」という。）を定め、かつ、構成員全てが次の(1)から(8)に定める内容を全て満たしていることとし、代表構成員は、次に定める内容全てを満たしていることとします。

- (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 成年被後見人
- イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
- ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- カ 破産者で復権を得ない者
- キ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 府の区域内に事業所を有する者であること。
- (5) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 平成 23 年 3 月 25 日（金）現在、平成 23・24 年度大阪府入札参加資格者名簿（委託役務）に登録していること。

(※入札等除外措置の者、入札参加停止措置の者を除く)

なお、その登録をされていない者で、本件に参加を希望される場合は、登録の申請をすることができます。以下までお問い合わせください。

【名簿への登録についての問い合わせ先】

大阪府総務部契約局建設工事契約課業務管理グループ

(連絡先：〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 TEL06-6944-6644)

(8) 募集開始日から契約締結日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者。

イ 大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者。

ウ 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者。

エ 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者。

(9) 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の認定を受けていること(府の区域外に主たる営業所を有する者にあつては、同法第9条に規定する届出書を大阪府公安委員会に提出していること。)

(10) 平成17年4月1日以降に、国及び公共団体等が主催する同種行事の実施実績を有すること。なお、同種行事とは次に示すアからエの全てを満たすものであること。

ア 幹線道路に交通規制を実施し、当該幹線道路を会場として開催した行事であること。

イ アでいう幹線道路とは、車線数(車道上下線の合計)4以上の道路であつて、交通量が御堂筋程度(平日55,615台/日、休日38,000台/日(国道25号線大阪府中央区備後町4丁目における交通量。平成17年度道路交通センサスより。))以上の道路であること。

ウ 雑踏整理及び交通誘導に300名以上の警備員を運用した行事であること。

エ 搬入搬出等に際し、主催者と関係者等合わせて最低50台程度の車両を運用した行事であること。

4 失格事項

応募提案者が次のいずれか1つに該当する場合は失格とします。応募提案者が契約候補者に決定した後契約締結までの間に、次のいずれか1つに該当した場合も同様に失格とし、次点の者を採用します。

(1) 資格を満たさなくなった場合もしくは資格を満たさないことが明らかになった場合

(2) 書類に虚偽の記載をした場合

(3) 2以上の提案を提出した場合(応募提案者である連合体の構成員が他の応募提案者である連合体の構成員となっている場合及び単独の応募提案者となっている場合も含

む。)

- (4) 委託金額上限額を超える応募金額提案書を提出した場合
- (5) 説明会に出席しなかった場合（連合体の場合は、構成員の全てが説明会に出席しなかった場合）
- (6) 別途連絡する2次審査(プレゼンテーション審査)の時刻に出席しなかった場合
- (7) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
- (8) 「御堂筋 kappo 実行委員会公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得」に違反した場合

5 説明会の実施について

本件企画提案の募集に応募しようとする者は、別紙様式1「御堂筋 kappo 2011 の開催に伴う企画調整、警備・交通規制及び設営等業務説明会参加申込書」を提出のうえ説明会に出席してください。なお、連合体での応募を検討している場合は、構成員となる予定者のうち少なくとも1者の出席をお願いします。

(1) 説明会参加申込書について

ア 提出方法

持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかで提出してください。

ファクシミリ及び電子メールで申し込んだ場合には、間違いなく届いたかどうか電話で確認してください。

※確認電話番号 06-6210-9304(御堂筋 kappo 実行委員会事務局)

イ 受付期間

平成23年3月1日（火）から8日（火） 正午まで《必着》

ウ 申込書提出先

持参の場合：御堂筋 kappo 実行委員会事務局

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎37階

(大阪府府民文化部 都市魅力創造局 都市魅力課内)

ファクシミリの場合：FAX:06-6210-9316

電子メールの場合：toshimiryoku-g05@sbox.pref.osaka.lg.jp

エ 説明会を欠席した者について

説明会参加申し込みをしなかった者、説明会に出席しなかった者は失格とします。

必ず出席してください。（連合体の場合は、構成員の全てが説明会に出席しなかった場合は、失格とします。）

(2) 説明会の開催について

ア とき

平成23年3月9日（水） 14時～16時頃（受付開始 13時30分頃）

イ ところ

6 質問事項の取り扱いについて

(1) 受付方法

質問事項は、別紙様式2-1「御堂筋 kappo2011 質問票」により受け付けます。

質問は、別紙様式2-1を電子メールで送信された場合のみ受け付けます。口頭、電話での質問は受け付けません。

電子メールの件名は「【質問】kappo プロポーザルについて」としてください。

補足資料等のファイルを添付する場合には、マイクロソフトワード形式、マイクロソフトエクセル形式又はアドビ PDF 形式にしてください。

なお、電子メールのサイズは 1MB を限度とします。

質問事項を送信した後は、間違いなく届いたかどうか電話で確認してください。

※確認電話番号 06-6210-9304(御堂筋 kappo 実行委員会事務局)

(2) 質問提出先

toshimiryoku-g05@sbox.pref.osaka.lg.jp

(3) 質問受付期間

平成23年3月1日(火)～3月15日(火)午後5時まで《必着》

受付期間外の質問は、理由の如何を問わず受け付けません。

(4) 質問の回答方法

受け付けた質問の内容及び質問に対する回答は、別紙様式2-2「御堂筋 kappo2011 質問と回答」にとりまとめたうえ、平成23年3月17日(木)までに、別紙様式1「説明会参加申込書」を提出した者全て(説明会を欠席した者を除く。)に電子メールで送付します。(送信先は、別紙様式1「説明会参加申込書」に記載の電子メールアドレスとします。電子メールアドレスは間違いなく記入してください。)

(注1) 質問の内容等によっては、受付期間内に質問に対する回答を送付する場合があります。

(注2) 質問の個別対応は行いません。

7 提案にかかる提出書類及び提出方法

(1) 提出書類及び提出部数

- | | |
|-----------------------|--------------------------------|
| ア 企画提案応募申請書(別紙様式3) | ・・・正本1部 |
| イ 提案書(別紙様式4-1及び4-2) | ・・・正本(様式4-1)1部
副本(様式4-2)10部 |
| ウ 応募金額提案書及び明細書(別紙様式5) | ・・・正本1部
※明細書のみ、別に写し10部 |
| エ 業務担当予定者の経歴(別紙様式6) | ・・・正本1部 |

オ 業務実績申告書（別紙様式7） ・ ・ ・ 正本1部
連合体での応募の場合は、上記に加え、次の書類も併せて提出してください。（正本各1部）

(ア)共同企業体届出書（別紙様式8）

(イ)共同企業体協定書（別紙様式9）

(ウ)委任状（別紙様式10） ※構成員が支店等の場合のみ

(エ)使用印鑑届（別紙様式11-1） ※代表構成員が代表取締役の場合
（別紙様式11-2） ※代表構成員が受任者の場合

カ 添付書類 ・ ・ ・ 正本各1部

(ア) 代表者の本籍地の市区町村が発行する身分証明書(禁治産者、準禁治産者、破産者でないことの証明)【※個人の場合のみ】

(イ) 法務局が発行する成年後見登記に係る代表者の登記がされていないことの証明書(成年被後見人、被補佐人、被補助人とする記録がないことの証明)【※個人の場合のみ】

(ウ) 登記事項全部証明書（登記簿謄本）【※法人の場合のみ】

(エ) 府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

(オ) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

(カ) 警備業法第4条の認定を受けていることを証する認定証の写し（府の区域外に主たる営業所を有する者にあつては、警備業法第4条の認定を受けていることを証する認定証の写し及び大阪府公安委員会に同法第9条に基づき提出している届出書の写し）

(キ) 事業実績を有することを疎明する資料(実施報告書、交通量に関する資料等)

(注1)上記(ア)から(オ)については、発行日から3ヶ月以内のものとする。

(注2)連合体での応募の場合、上記(ア)から(オ)については構成員全てに係るものを添付すること。(カ) (キ)については、代表構成員に係るものを提出すること。

(2) 提出方法

事務局への持ち込みのみとします。（郵送等による提出は認めません。）

提出時には一切の質問に応じません。

(3) 提出期限

平成23年3月25日（金）午後5時

提出後の資料追加、差し替え及び補正は認めません。

(4) 提出先

御堂筋 kappo 実行委員会事務局

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎37階

（大阪府府民文化部 都市魅力創造局 都市魅力課内）

8 審査の方法

(1) 1次審査（事務局による書類審査）

応募提案者の資格の有無及び提出書類等の不備の有無につき、事務局が確認します。確認の結果、失格事項に該当することが明らかな応募者は、1次審査の段階で失格とします。

(2) 2次審査（審査委員によるプレゼンテーション審査）

1次審査を通過した応募提案者にプレゼンテーションをしていただき、必要に応じて質疑するなどにより提案内容を審査し、契約候補者を決定します。審査の後契約締結までの間に、契約候補者が失格となった場合には、次点の応募提案者を採用します。

プレゼンテーション審査を行う場所、時間等については、1次審査の結果を通知する際に応募提案者に通知することとします。

なお、プレゼンテーションの持ち時間は、質疑を含め1提案者あたり概ね45分程度を予定しています。

※2次審査会場

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎38階 会議室

(3) その他

審査は非公開とし、審査内容に係る異議や質問は一切受け付けません。

9 審査項目及び配点

審査項目及び配点割合

審査項目	割合	審査内容・着眼点
(a) 行事全般に係る企画調整及び運営	25%	提案内容（総合企画、広報、行事内容調整、運営管理）に係る組織・実施体制、意欲、調整進行計画、実績・実現可能性等
(b) 自主警備・交通規制計画	25%	警備計画及び、規制広報計画等の合理性、計画遂行能力等
(c) 設営搬入計画	20%	施設の搬入設営計画の合理性、計画遂行能力等
(d) 協賛獲得	10%	合理的かつ効果的な協賛獲得計画等
(e) 経済性	20%	価格評価点（事務局採点）
合計	100%	

10 日程

説明会参加申込書提出期限	平成23年3月8日（火）正午まで
説明会	平成23年3月9日（水）午後2時から4時
質問事項の提出締切	平成23年3月15日（火）午後5時まで
質問事項に対する回答	平成23年3月17日（木）までに回答
提案書等の提出期限	平成23年3月25日（金）午後5時まで

1次審査	平成23年3月28日(月)
1次審査結果通知等	平成23年3月28日(月)午後3時から6時まで
2次審査	平成23年3月29日(火)
2次審査結果通知	平成23年4月5日(火)頃

11 結果等の公表

1次審査の結果については、全応募提案者に通知します。1次審査を通過された方には、その際に2次審査の日時及び場所をご連絡します。

2次審査の結果については、全応募提案者に通知します。また、次の内容について府ホームページで公表します。

- (1) 契約候補者の名称、評価点及び選定理由(評価ポイント)
- (2) 全応募提案者の名称(申込順)
- (3) 全応募提案者の評価点(得点順とする。応募者が2者の場合、次点の者の評価点は公表しない。)
- (4) 審査委員の氏名
- (5) 全体講評(議事の要旨)

12 その他

- (1) 提案に要する経費は提案した者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 提案内容は非公開とします。
- (4) 本件委託業務を受託した者は、本件委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは出来ないこととします。
- (5) 関係機関協議の結果等により、提案内容の一部が実施できない場合がありますのでご了承ください。
- (6) 本件委託業務に係る契約の締結は、本事業に係る予算が御堂筋 kappo 実行委員会において議決され、その予算の執行が可能となることにより行うものとする。
- (7) 契約候補者との間で、具体的事業内容及び契約内容について合意に達しない場合や、正当な理由なく契約に應じない場合は契約候補者としての選定を取り消し、次点の者を新たな契約候補者として選定することがあります。

■説明会会場、提案書提出場所及び2次審査会場のご案内



■所在地

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16

■最寄り駅

- 地下鉄中央線
「コスモスクエア」駅下車、南東へ徒歩約8分
- ニュートラム南港ポートタウン線
「トレードセンター前」駅下車、ATCビル直結

■駐車場

地下に有料駐車場あり（390台収容）

提案書作成要領

この要領に記載している事項は、御堂筋 kappo2011 の開催にあたり最低限必要な事項となる。この他に必要と思われる内容があれば、それらも加味して提案書を作成すること。なお、別紙に昨年の仕様例を示すので参考とすること。

1 委託業務内容

- (1) 行事全般に係る企画調整及び運営業務（総合企画、広報、行事内容に係る調整、運営管理）
- (2) 自主警備、交通規制に係る業務（会場及び周辺の警備、交通誘導、規制広報等）
- (3) 会場設営及び搬入出に係る業務（什器類の搬入搬出及び設営撤収等）
- (4) 協賛獲得に係る業務（バナー等大規模な協賛の獲得等）
- (5) その他付帯業務（各種申請に必要な図面資料等の作成等）

2 提案内容について

委託業務内容を実施するにあたり、次の項目別に企画提案書を作成して提出すること。

(1) 行事全般に係る企画調整及び運営業務について

ア 行事内容に係る企画の提案

公道を使用することに係る課題を十分把握した内容あること。

また、御堂筋の魅力創造・発信や賑わいの創出等に向けた効果的な企画内容を具体的に明らかにすること。

【参考：実行委員会が予定する行事】

- 音楽を楽しめるプログラム
- ゆっくり憩うことができる空間の提供
- 大阪や全国各地の物産・情報発信を楽しめるプログラム

イ 業務実施体制

業務推進体制(指揮命令体制)等を明らかにすること

ウ 事務局及び関係機関との連絡調整等全体管理

事前準備の進行管理計画(業務のスケジュール)等を明らかにすること

エ 運営計画

各種行事を時間どおり安全かつ確実に実施する計画につき明らかにすること。

オ 業務水準の確保

応募提案者が、本件委託業務を遂行するにあたり、自らの業務水準を確保するために必要な次の方策につき適切に提案すること。

(ア) 各種期限の遵守方法

(イ) 業務水準確保に資する創意工夫の提案

※提案にあたっては次の内容も盛り込むこと。

- 応募提案者が目標とする業務水準
- 目標とする業務水準を確保するための方策
(例)目標が達成できなかった場合、その未達成状況に応じ契約金額を減じる等

【求める業務】

※ 以下については、委託業務内容として応募提案額に盛り込むこと。

- 1 主催者との連絡調整
実施内容につき、主催者と緊密に連絡をとり、情報を共有しながら業務を推進すること。
- 2 企画の総合調整・運営
企画原案の作成、出展者の公募・決定(出展者選定審査会の開催を含む)を行い、適宜、事務局への状況報告を行うこと。
- 3 運営に必要な制作物の作成
出展者証、スタッフTシャツ等、事業運営に必要と思われる制作物の作成を行うこと。
(注)出展者証、スタッフTシャツ等については、所要数量や、配付先調査等の調整等業務を含むものとする。
- 4 広報に関する業務
行事告知ポスター・フライヤーの作成、Webサイトの管理運営、パブリシティ調整等に係る各種告知等の業務を行うこと。なお、Webサイトの管理に係るサーバー等は事務局が別途用意する予定。
(注)ポスター、フライヤー作成にあたっては、出展者等に対する資料提供依頼等の調整・編集業務も含むものとする。
- 5 各出展者との連絡調整
出展者等の募集事務、調整事務を行うこと。主なプログラムの調整例は次のとおり。
(物産展)
 - 募集要項作成、出展者の募集
 - 出展申込書の受付、確認
 - 出展決定者への連絡・調整
 - 保健所への出展内容確認、これに係る出展者への指導調整 等
(音楽ステージ)
 - 企画、募集要項作成、審査要項作成、審査委員会の設置(運営全般)
 - 出演者の募集、応募書類の整理・確認
 - 出演者の決定、出演内容に係る調整 等

6 関係機関との連絡調整

関係機関との連絡調整は基本的に事務局が行うが、状況に応じ、事務局と連携して関係機関の連絡調整を行うこと。

7 説明会の開催等

出展者説明会を開催すること及び開催に伴う出展者等への案内を行うこと。

8 関係機関連絡会議への同席

関係機関連絡会議等に事務局と連携して出席すること。必要に応じて説明等を加えたり、資料を用意したりすること。

9 運営施設等の調整

駐車場、控室等の確保及び連絡調整は基本的に事務局が行うが、運営・設営等に係る詳細については、状況に応じ、事務局と連携のうえ施設管理者等と調整にあたること。

10 各種申請に係る資料作成

道路使用許可申請用資料及び道路占用許可申請用資料
催物開催届に要する資料（消防署）

11 実施マニュアル等必要資料の作成

出展者説明会に要する資料
プログラム等の進行に要する資料
製作、設営物及び会場記録写真等

12 行事当日の記録写真撮影

行事当日は、デジタルカメラで行事の記録写真（警備員の配置、搬入搬出・交通規制状況、資機材の配置及び撤去等含む）を撮影すること。

撮影した写真は、紙媒体（カラーとする。縮小版印刷も可。）と電子データ（CD-R又はDVD-Rに保存のこと）で提出すること。

13 媒体掲載情報の報告

行事について掲載された新聞記事やテレビ等での放送動画についてとりまとめた報告書を提出すること。

※本件企画提案募集は、御堂筋 **kappo2010** の開催に伴う自主警備・交通規制・設営等管理業務に係る企画提案募集に比べ、行事全般に関する企画調整に係る委託業務を拡大している。企画の総合調整業務や広報業務、各出展者との調整業務等を円滑かつ確実に実施できる提案を求める。

※委託を拡大させた部分の業務量の目安としては、常勤事務局員1名分の業務量相当を見込んでいる。

(2) 自主警備及び交通規制に係る業務について

ア 自主警備に関する計画の作成

- 交通規制の実施に伴う交通の迂回誘導等に必要な警備員及び会場（地下道を含む）の雑踏対策に必要な警備員の配置計画及び安全対策を明らかにすること
- 警備員の教育計画等を明らかにすること
- 指揮命令系統、無線通信系統及びこれらの運用につき明らかにすること
- 想定される突発事案を示し、その対策を盛り込むこと

イ 所要の資材に関する計画

警備及び交通規制に要する所要の資材の配置について明らかにすること

ウ 交通規制の広報に関する計画

- 交通規制広報看板等の設置撤去計画及び安全確実な維持計画を明らかにすること
- 交通規制内容の周知案を明らかにすること

エ チラシ・ポスターの作成について

- 交通規制チラシの数量変更等に対して対応可能であること。
- 交通規制チラシの新聞折込につき、効果的な時期を検討のうえ提案すること。
例年は開催日の2～1週間前頃に実施している。

【求める業務】

※ 以下については、委託業務内容として応募提案額に盛り込むこと。

- 1 警備計画の立案及び警備計画書の作成
- 2 関係機関協議等への同席
関係機関との連絡調整及び協議は原則として事務局が行うが、必要に応じて協議の場に同席すること。
- 3 警備の実施（当日の不法駐車・駐輪対策含む）
- 4 警備員への研修の実施
- 5 警備及び交通規制に要する所要の資材の配置計画、調達及び配置
- 6 交通規制告知看板等の意匠考案、作成及び設置、維持、撤去

(3) 会場設営及び搬入出に係る業務について（什器類の搬入出及び設営撤収等）

ア 搬入搬出計画

- 時間内に安全確実に搬入及び搬出を行う計画につき明らかにすること。
- 搬入搬出車両の運用計画につき明らかにすること。

イ 施設設置及び撤去計画

- 時間内に安全かつ確実に施設を設置し、撤去する計画につき明らかにすること。
- 雨天時等の対策について明らかにすること。
- 安全確実かつスムーズに清掃を完了させる計画につき明らかにすること。

ウ 会場内放送設備の設置、撤去

- 会場内全体放送の設置及び計画につき明らかにすること。

【求める業務】

※ 以下については、委託業務内容として応募提案額に盛り込むこと。

1 搬入出・設営計画の策定及び実施

2 関係機関協議等への同席

関係機関との連絡調整及び協議は原則として事務局が行うが、必要に応じて協議の場に同席すること。

3 コンサートステージの設営等

オープニングステージ等コンサートステージの設営及び運営の実施

(4) 協賛獲得に係る業務について（バナー等大規模な協賛の獲得等）

ア バナーによる協賛獲得

御堂筋の道路照明灯に御堂筋 kappo2011 の行事名等を掲載したバナーの掲揚を計画している。

- バナーの設置区間、設置規模を提案すること。

（参考：今年度の実績）

設置区間：淀屋橋交差点付近から難波高島屋前

設置期間：平成22年9月12日～10月10日

※一部のバナーは期間の途中で別意匠にかけかえている。

設置規模：210枚（道路照明灯105本）

- バナーの設置期間（予定）は次のとおり。

平成23年8月中旬から平成23年10月9日

- 実現性の高い協賛獲得方法を提案すること。
- バナーの意匠、色数及び印刷方法についても提案すること。
- バナー掲揚及び協賛獲得に係る費用と協賛金額の見込みを明らかにすること。なお、これらは応募金額提案書に記載するのではなく提案書で示すこと。
- バナーの基本仕様は次のとおり
幅：650mm 高さ：1,950mm

（意匠の注意点）

バナーには、行事名を記載するとともに、広告部分の大きさは表示面積全体の半分を超えないこと。

また、広告部分には協賛者の名称・ロゴ・商品名・商品そのものを表示することができる。ただし、周囲の景観との調和を図ること。

（掲出基準）

バナーの設置にあたっては、意匠等につき別途関係機関の審査を受ける必要があることに留意すること。また、内容等については別紙の基準を満たすものであること。

と。

イ その他協賛の獲得

- ・その他、効果的な協賛獲得案があれば示すこと。

ウ 協賛獲得に係る費用等について

- ・協賛獲得に係る費用は、協賛金額の範囲内でまかなうものとする。費用が協賛金額を上回った場合でも、主催者は協賛金額でまかなえない分の費用は支出しない。
- ・協賛獲得交渉の過程で、協賛獲得に係る費用が協賛金額を超えることが明らかになった場合には、バナーの掲揚を中止する場合もある。

【求める業務】

- 1 協賛の獲得
- 2 バナーの意匠作成、印刷、設置、維持、撤去

3 応募金額提案書の作成について

業務受託にあたっての応募金額提案書を、次のとおり作成し提出すること。

(1) 応募金額提案書の様式等について

応募金額提案書（別紙様式5）及び明細書を提出すること。明細書は、応募金額提案書に記載した項目別に想定される支出について全て記載することとし、会社名等提案者を類推できる記載は行わないこと。

なお、今回の提案額がそのまま契約金額になるとは限らない。

(2) 応募金額提案書内訳の記載項目について

応募金額提案書（様式5）の内訳には、次の項目について記載すること。

- ア 行事全般に係る企画調整及び運営業務に関する経費
- イ 自主警備、交通規制に係る業務のうち、自主警備に関する経費
- ウ 自主警備、交通規制に係る業務のうち、交通規制等資材に関する経費
- エ 自主警備、交通規制に係る業務のうち、交通規制予告看板・横断幕等設置に関する経費
- オ 自主警備、交通規制に係る業務のうち、交通規制広報に関する経費
- カ 会場設営及び搬入搬出に係る業務に関する経費（コンサートステージに関する経費を除く。）
- キ 会場設営及び搬入搬出に係る業務に関する経費のうち、コンサートステージ関係費

4 提出書類について

(1) 提出書類及び提出部数

- ア 企画提案応募申請書（別紙様式3） …… 正本1部
- イ 提案書（別紙様式4-1、4-2） …… 正本(様式4-1)1部
副本(様式4-2)10部

- ウ 応募金額提案書（別紙様式5及び明細書）・・・正本1部
 ※明細書のみ、別に写し10部
- エ 業務担当予定者の経歴（別紙様式6）・・・正本1部
- オ 業務実績申告書（別紙様式7）・・・正本1部
 連合体での応募の場合は、上記に加え、次の書類も併せて提出すること。（正本各1部）
- （ア）共同企業体届出書（別紙様式8）
 （イ）共同企業体協定書（別紙様式9）
 （ウ）委任状（別紙様式10） ※構成員が支店等の場合のみ
 （エ）使用印鑑届（別紙様式11） ※代表構成員が代表取締役の場合
 （オ）別紙様式12 ※代表構成員が受任者の場合

カ 添付書類

- （ア）代表者の本籍地の市区町村が発行する身分証明書(禁治産者、準禁治産者、破産者でないことの証明)【※個人の場合のみ】
- （イ）法務局が発行する成年後見登記に係る代表者の登記がされていないことの証明書(成年被後見人、被補佐人、被補助人とする記録がないことの証明)【※個人の場合のみ】
- （ウ）登記事項全部証明書（登記簿謄本）【※法人の場合のみ】
- （エ）府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
- （オ）税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- （カ）警備業法第4条の認定を受けていることを証する認定証の写し（府の区域外に主たる営業所を有する者にあつては、警備業法第4条の認定を受けていることを証する認定証の写し及び大阪府公安委員会に同法第9条に基づき提出している届出書の写し）
- （キ）事業実績を有することを疎明する資料(実施報告書、交通量に関する資料等)
 (注1)上記(ア)から(オ)は発行日から3ヶ月以内のものとする。
 (注2)連合体での応募の場合、上記(ア)から(オ)について構成員全てに係るものを添付すること。(イ)(オ)については、代表構成員に係るものを提出すること。

(2) 提出方法

事務局への持ち込みのみとする。（郵送等による提出は認めない。）
 提出時には一切の質問に応じない。

(3) 提出期限

平成23年3月25日（金）午後5時

提出後の資料追加、差し替え及び補正は認めない。

(4) 提出先

御堂筋 kappo 実行委員会事務局

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎37階

(大阪府府民文化部 都市魅力創造局 都市魅力課内)

5 作成上の注意点

(1) 記述内容

応募提案書の記載にあたっては、提案内容が明瞭に分かるように配慮すること。

応募提案者の会社名等は、正本にのみ記入し、副本には会社名等提案者を類推できる記載は行わないこと。これに反した場合、失格事項の(7)「審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合」とみなし、失格とすることがあります。

造語・略語を使用する場合は、初出の箇所に定義を分かり易く記述すること。

専門用語を使用する場合は、注釈を付ける等して理解しやすいように配慮すること。

(2) 書式等

提案書及び応募金額提案書は、全てクリップ留めとし、ステープラー留めや製本等は行わないこと。

提案書及び応募金額提案書には、ページ番号を付すこと

指定様式以外の提出書類は、日本工業規格A列4番又はA列3番を用いて作成すること。

言語は日本語を使用することとし、正確に記述すること。

なお、昨年の委託事業者募集に係る資料は、次のホームページアドレスで参照できる。

<http://www.pref.osaka.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=3662>

(3) 提案書等の取り扱い

提出書類は返却しません。

5 その他

事業終了後に、実施報告書を提出すること。

広告物掲出基準

- 1 次のいずれかに該当する広告物については、掲出を認めないこととする。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 人権侵害となるものまたはそのおそれのあるもの
 - (4) 政治性のあるもの
 - (5) 宗教性のあるもの
 - (6) 社会問題についての主義主張（意見発表の場とする等）
 - (7) 個人又は法人の名刺広告
 - (8) 良好な景観又は風致を害するもの
 - (9) 当該広告物の内容について、大阪府、大阪市、国等御堂筋 kappo 実行委員会を構成する組織が推奨しているかのような誤解を与えるもの（「大阪市公認」「大阪府推奨」等）
 - (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
（不安や不快の念をもたらしものや、暴力・投機をあおる恐れのある表現、人の顔を実物より大きく表示するなど車両運転者への視線誘導の恐れのある表現 等）
 - (11) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
（不祥事を起こした企業等の広告 等）
 - (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
（暴力・犯罪等を肯定し助長するような表現や残酷な描写、ギャンブル等を肯定するもの、裸体・性についての露骨、ひわいな表現 等）
 - (13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）第 2 条に該当するもの
 - (14) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
（誇大な表現、射幸心を著しくあおる表現、誤認させるような表現 等）
 - (15) 大阪府の入札参加停止措置を受けている者又は大阪府の入札参加停止要綱に該当する行為を行ったもの又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けている者の表記があるもの。
 - (16) 美観を損なうもの。（複数の広告を掲出する場合にあって、広告間のデザインの調和が図れていない 等）
 - (17) 歩行者・運転者に対して、交通上支障を生じさせるおそれのあるもの。
 - (18) 反射材式のものや、動画や音声を用いたもの。
- 2 上記のほか、広告物につき個別具体的に勘案した結果、修正等が必要な場合は、受託業者に修正を求めることとする。

御堂筋kappo2011の概要について

1 コンセプト

“新しい私に、新しい大阪に、チャレンジ！”

2 企画意図

御堂筋 kappo は、1 日限定で歩行者に開放された大阪のメインストリート、御堂筋の魅力を体感いただく” お祭り “です。御堂筋を舞台に、来場者の方、出展者の方の様々なチャレンジを応援するプログラムが満載です。

さあ、秋の一日、御堂筋を歩いて大阪の新しい魅力に出会いましょう。

3 開催日時（予定）

2011年10月9日（日）12：00～16：00（荒天中止）

※雨天時の取り扱いの詳細については、今後実行委員会において協議する。

4 開催エリア（調整中）

淀屋橋交差点（土佐堀通）から新橋交差点（長堀通）までの1.9Km

5 主催

御堂筋 kappo 実行委員会（大阪府、大阪市、国土交通省近畿地方整備局、社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、社団法人関西経済同友会、財団法人大阪21世紀協会、財団法人大阪観光コンベンション協会、御堂筋まちづくりネットワーク、NPO 法人長堀21世紀計画の会、中之島・御堂筋SBJ連絡協議会）

【実行委員長】大阪府知事 【事務局】大阪府都市魅力課

6 プログラムの考え方・構成例

本件企画提案の内容も踏まえ検討する予定である。

なお、プログラムの構成例は次のとおり。

- ① オープニングプログラム
- ② 御堂筋の魅力をゆったりあじわうことができるプログラム
- ③ 音楽ステージ等その他のプログラム

7 その他

大阪で開催される他のイベント等との連携等、相乗効果を図る。

御堂筋 kappo 実行委員会

公募型プロポーザル方式 応募提案・見積心得

(目的)

第1条 この心得は、御堂筋 kappo 実行委員会が行う公募型プロポーザル方式による事業者の選定及び随意契約における企画・技術提案及び価格提案（以下「応募提案」という。）並びに見積書の徴取その他の取り扱いについて、応募提案をしようとする者（以下「応募提案者」という。）及び契約交渉の相手方として選定された事業者（以下「契約候補者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 応募提案者及び契約候補者は、関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

(公正な応募提案の確保)

第3条 応募提案者は、次に掲げる行為を行ってはならず、独自に応募提案の内容を決定しなければならない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。）及び刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行うこと。
- (2) 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 契約候補者の選定の前に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 契約候補者の選定を行う選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (5) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(仕様書等の熟知)

第4条 応募提案者は、御堂筋 kappo 実行委員会の公募要領及び仕様書等（仕様書、応募書類作成要領、契約書案その他の交付書類をいう。）に記載された応募提案及び契約締結に必要な条件を熟知の上、応募提案しなければならない。この場合において、公募要領及び仕様書等について疑義があるときは、御堂筋 kappo 実行委員会が指定した方法により御堂筋 kappo 実行委員会に対し説明を求めることができる。

(見積り等)

第5条 契約候補者は、御堂筋 kappo 実行委員会が指定した様式により見積書を作成し、記名押印の上、指定した要件に基づき提出しなければならない。

- 2 見積書が、見積依頼書その他の見積依頼において指定した日時までに到達しないときは、当該見積は無効とする。
- 3 見積書を提出した後は、当該提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- 4 前各項の規定は、御堂筋 **kappo** 実行委員会が別に指示する場合は、適用しない。

(見積りの辞退)

第6条 契約候補者は、第11条の規定による契約の相手方決定に至るまでは、御堂筋 **kappo** 実行委員会の承認を得て、見積りを辞退することができる。

- 2 契約候補者は、見積りを辞退しようとするときは、御堂筋 **kappo** 実行委員会が指定した様式により見積り辞退承認申請書を作成し、御堂筋 **kappo** 実行委員会へ提出するものとする。
- 3 見積りを辞退した者は、これを理由として以後の入札及び公募型プロポーザル等への参加について不利益な扱いを受けない。

(見積りの取り止め等)

第7条 契約候補者が第2条又は第3条の規定に抵触する疑いがあるときなど、御堂筋 **kappo** 実行委員会が必要と認めるときは、契約の相手方としないことがある。

- 2 前項の場合において、御堂筋 **kappo** 実行委員会が調査を行うときは、契約候補者は当該調査に協力しなければならない。

(再度見積り)

第8条 契約候補者が予定価格の制限の範囲内の見積りをした場合であっても、再度見積りを依頼することがある。

- 2 前項の場合において、再度見積り依頼を受けた契約候補者が辞退した場合にあっても、これを理由として以後の入札及び公募型プロポーザル等への参加について不利益な扱いを受けない。

(見積りの無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 契約候補者以外の者がした見積り
- (2) 指定した日時、場所に提出されなかった見積り
- (3) 記名押印を欠く見積り
- (4) 金額を訂正した見積り、又は金額の記載の不鮮明な見積り
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (6) 虚偽その他不正行為により行ったと認められる見積り
- (7) 御堂筋 **kappo** 実行委員会から示した条件以外の条件を付した見積り
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この心得に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

第10条 契約候補者が予定価格の制限の範囲内で適正と認めた見積書を提出した場合は、

その者を契約の相手方とする。

- 2 契約候補者が契約の相手方とならなかった場合において、次点者として決めた者があるときは、第5条から前条まで及び前項の規定を準用する。

(契約相手方決定の通知)

- 第11条 前条の規定により契約の相手方となった者（以下「契約相手方という。」）は、速やかに契約の手続きを開始しなければならない。

(契約書等の提出)

- 第12条 契約相手方は、御堂筋 **kappo** 実行委員会から交付された契約書の案に記名押印し、これを御堂筋 **kappo** 実行委員会に提出しなければならない。
- 2 記名押印した契約書を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失う。

(異議の申立)

- 第13条 契約候補者は、見積書提出後、この心得、仕様書等についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

- 第14条 その他公募型プロポーザル方式に関する応募提案及び見積りに際しては、御堂筋 **kappo** 実行委員会の指示に従うこと。

附 則

(施行期日)

この心得は、平成23年3月1日から施行する。

様式 1

御堂筋 kappo2011 の開催に伴う 企画調整、警備・交通規制及び設営等業務説明会参加申込書

平成 23 年 3 月 9 日の説明会について、次の者の参加を申し込みます。

事業者名	
参加者職氏名 ※ 1 事業者につき 2 名以内でお願いしま す	
電子メールアドレス ※	
連絡先電話番号	

※質問事項(様式 2-1 参照)の回答は、こちらに記載の電子メールアドレス宛に送信しますので、忘れず記載してください。

参加申込書の提出は、持参・ファクシミリ・電子メールのいずれかとします。

- ・ 申込期限：平成 23 年 3 月 8 日（火）正午必着
- ・ 口頭または電話による申し込みは取扱いいたしません。
- ・ 説明会に出席しない者は応募できません。
- ・ 会場の都合により、やむを得ず出席者を 1 事業者あたり 1 名に限る場合があります。その場合は、3 月 8 日午後 5 時までにご連絡します。

提出先

持参の場合：御堂筋 kappo 実行委員会事務局(大阪府府民文化部 都市魅力創造局 都市魅力課内)
大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 37F

ファクシミリの場合：FAX: 06-6210-9316

電子メールの場合：toshimi ryoku-g05@sbox.pref.osaka.lg.jp

※ファクシミリ又は電子メールで本書を送信した場合は、必ず事務局まで着信確認をしてください。

着信確認電話番号：06-6210-9304

会場について

○ とき 平成 23 年 3 月 9 日（水） 14 時～（受付開始 13 時 30 分頃）

○ ところ 大阪府咲洲庁舎 23 階 中会議室

様式 2 - 1

御堂筋 kappo2011 質問票

平成 年 月 日

御堂筋 kappo 実行委員会
委員長 橋下 徹 様

(質問者)
所在地
商号又は名称
氏名又は担当者名

該当箇所 (質問が生じた 資料名及び資料 のページ番号 等)	質問内容	質問理由等

※質問に対する回答は、全ての説明会出席者に送付します。個別回答はいたしません。
※欄が不足する場合は、適宜追加してください。その際、質問票が2ページ以上になっても構いません。

御堂筋 kappo2011 質問と回答

平成 年 月 日

該当箇所	質問内容	回答

※質問内容は事務局で一部編集している場合があります。

様式 3

受付番号

御堂筋 kappo2011 の開催に伴う

企画調整、警備・交通規制及び設営等業務に係る企画提案応募申請書

平成 年 月 日

御堂筋 kappo 実行委員会
委員長 橋下 徹 様

(申込者)
所在地
商号又は名称
氏名又は代表者名

印

御堂筋 kappo2011 の開催に伴う企画調整、警備・交通規制及び設営等業務に係る企画提案募集に応募したいので、関係書類を添えて申請します。

なお、関係書類の全ての記載事項は事実と相違ないこと、御堂筋 kappo2011 の開催に伴う企画調整、警備・交通規制及び設営等業務に係る企画提案募集要項（以下「募集要項」という。）に記載された応募資格を具備していること及び募集要項に記載された事項を遵守することを誓約します。

また、募集要項に記載された失格事項に該当したときは、申請の取り消しをされても何ら異議の申立てをしません。

応募者	
事業者名等	
代表者役職・氏名	Ⓔ
所在地	〒
担当者連絡先	
職氏名（ふりがな）	
所属（部署名）	
所在地	〒
電話番号 （代表・直通）	
F A X 番号	
電子メールアドレス	

様式 4 - 1

受付番号	
------	--

御堂筋 kappo2011 の開催に伴う
企画調整、警備・交通規制及び設営等業務

提案書

正 本

応募者名

受付番号	
------	--

**御堂筋 kappo2011 の開催に伴う
企画調整、警備・交通規制及び設営等業務**

提案書

副 本

※：副本には会社名等提案者を類推できる記載は行わないこと。これに反した場合、失格事項の(7)「審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合」とみなし、失格とすることがある。

様式 5

**御堂筋 kappo2011 の開催に伴う
企画調整、警備・交通規制及び設営等業務
応募金額提案書**

平成 年 月 日

御堂筋 kappo 実行委員会
委員長 橋下 徹 様

(申込者)
所在地
商号又は名称
氏名又は代表者名

印

標記については、下記のとおりです。
なお、内訳は別紙のとおりです。

記

件 名 御堂筋 kappo2011 の開催に伴う企画調整、警備・交通規制及び設営等業務

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金額									

(注)金額には、消費税及び地方消費税相当額を含むこと。

金額を訂正しないこと。

金額記載の文字はアラビア字体とすること。

金額の頭に\記号をつけること。

内訳

項 目	金 額	備 考
1 行事全般に係る企画調整及び運営業務に関する経費		
2 自主警備、交通規制に係る業務のうち、自主警備に関する経費		
3 自主警備、交通規制に係る業務のうち、交通規制等資材に関する経費		
4 自主警備、交通規制に係る業務のうち、交通規制予告看板・横断幕等設置に関する経費		
5 自主警備、交通規制に係る業務のうち、交通規制広報に関する経費		
6 会場設営及び搬入出に係る業務に関する経費 (コンサートステージに関する経費を除く)		
7 会場設営及び搬入出に係る業務に関する経費 のうち、コンサートステージ関係費		
消費税及び地方消費税		
合計		

※ 行が不足する場合は、追加すること。

※ 明細書を添付すること。

様式 6

業務担当予定者の経歴

分担・氏名 専任／兼任の区分	立場・役割等	実務経験年数 保有資格	最近 10 年間の主要な実績		
	担当業務 (略記)		案件名	規模 (千円)	立場・ 役割等
氏名 (歳) <input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任 事業者名:	総責任者	年 (保有資格) ・ ・ ・			
氏名 (歳) <input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任 事業者名:		年 (保有資格) ・ ・ ・			
氏名 (歳) <input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任 事業者名:		年 (保有資格) ・ ・ ・			
氏名 (歳) <input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任 事業者名:		年 (保有資格) ・ ・ ・			
氏名 (歳) <input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任 事業者名:		年 (保有資格) ・ ・ ・			

様式 8**共同企業体届出書**

代表構成員	
御堂筋 kappo 実行委員会 委員長 橋下 徹 様 御堂筋 kappo2011 の開催に伴う企画調整、警備・交通規制及び設営等業務に係る企画提案募集について、下記の者と合同で参加します。なお、参加にあたっては、代表構成員として各構成員を取りまとめ、大阪府に対する企画提案公募及び契約に係る一切の責任を負うものとします。	
所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	印
構成員 1	
御堂筋 kappo 実行委員会 委員長 橋下 徹 様 御堂筋 kappo2011 (仮称)の開催に伴う企画調整、警備・交通規制及び設営等業務に係る企画提案募集について、本届出書記載のとおり合同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うものとします。	
所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	印
構成員 2	
御堂筋 kappo 実行委員会 委員長 橋下 徹 様 御堂筋 kappo2011 の開催に伴う企画調整、警備・交通規制及び設営等業務に係る企画提案募集について、本届出書記載のとおり合同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うものとします。	
所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	印

※行が不足する場合は、追加すること。

様式 9

**御堂筋 kappo2011 の開催に伴う企画調整、警備・交通規制及び設営等業務に係る業務委託
共同企業体協定書**

(目的)

第1条 当共同企業体は、御堂筋kappo実行委員会 委員長 橋下 徹(以下「発注者」という。)が発注する「御堂筋kappo2011の開催に伴う企画調整、警備・交通規制及び設営等業務」に係る業務委託(以下「本件業務委託」という。)を共同連帯して受託することを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、.....共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を.....に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、その存続期間は1年とする。ただし、この存続期間を経過しても当企業体に係る本件業務の請負契約の履行後6ヵ月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

3 当企業体が発注者との間で本件業務について契約できなかった場合には、当企業体は第1項の規定にかかわらず、発注者が本件業務委託について他者と契約を締結した日に解散する。

(構成員の名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。(支店の場合は支店名)

- 1 名称.....
- 2 名称.....
- 3 名称.....
- 4 名称.....
- 5 名称.....

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、.....を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、本件業務委託の受託に関し、当企業体を代表して、次の権限を有するものとする。

- (1) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限。
- (2) 代表者の名義をもって見積、入札、契約の締結、委託代金の請求及び受領に関する権限。
- (3) 入札及び委託代金の受領に関する復代理人の選任についての権限。

(4) 当企業体に属する財産を管理する権限。

(5) その他本件業務に関して必要となる一切の事項を執行する権限。

(業務分担額)

第8条 各構成員の業務の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担業務の価格については、次条に規定する運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本件業務委託の遂行に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、本件業務委託の契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(構成員の経費の分配)

第11条 構成員はその分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第12条 本件業務の履行中に発生した共通の経費等については、分担業務の価格の割合に応じて運営委員会で定めるものとする。

(構成員相互間の責任分担)

第13条 構成員がその分担業務に関し、発注者、第三者又は他の構成員に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 構成員は、発注者及び他の構成員全員の承認がなければ、本協定書に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(受託途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び他の構成員全員の承認がなければ当企業体が本件業務委託を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち受託途中において前項の規定により脱退した者がある場合は、発注者の指示に従い本件業務委託を完成する。

(受託途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが受託途中において破産又は解散した場合は、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成させるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、成果品につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書の定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

.....ほか.....社は、上記のとおり
共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書.....通を作成し、各通に構成員が記名押印

し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

所在地.....

名 称.....

代表者.....^①

所在地.....

名 称.....

代表者.....^①

所在地.....

名 称.....

代表者.....^①

様式10

(構成員が支店等である場合の代表者から支店長等への委任)

委 任 状

平成 年 月 日

御堂筋 kappo 実行委員会 委員長 橋下 徹 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名



私儀 _____ (職 氏名) _____ を代理人と定め、
「 _____ 事業」に係る委託契約に関し、下記の権限を委任
いたします。

記

1. 共同企業体結成に関する一切の件
2. 共同企業体の代表構成員に権限を委任する件
3. 委任期間 自:平成 年 月 日 至:平成 年 月 日

(注)委任状の様式は自由であるので、この委任状でなくても良い。

様式 1 1 - 1 (代表構成員が代表取締役の場合)

使 用 印 鑑 届

平成 年 月 日

御堂筋 **kappo** 実行委員会 委員長 橋下 徹 様

〇〇××共同企業体

代表構成員

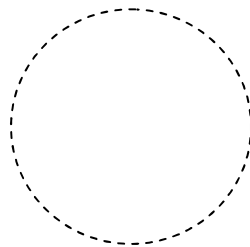
所 在 地

商号又は名称 〇〇 株式会社

代表者氏名 代表取締役 △△ △△ (実印)

私は、下記の印鑑を御堂筋 **kappo2011** の開催に伴う企画調整、警備・交通規制及び設営等業務に関し、次の事項について使用したいのでお届けします。

使用印鑑



1. 入札参加資格確認申請について。
2. 見積、入札、契約の締結に関する事。
3. 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について。
4. 請負代金の請求及び受領について。
5. 復代理人の選任に関する件。

(注意事項)

本届は企業体の代表構成員のみ提出することになります。

使 用 印 鑑 届

平成 年 月 日

御堂筋 **kappo** 実行委員会 委員長 橋下 徹 様

〇〇××共同企業体

代表構成員

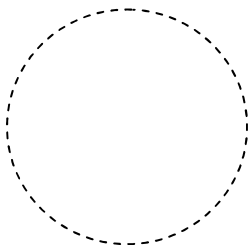
所 在 地

商号又は名称 〇〇株式会社 △△支店

役 職 氏 名 △△支店長 □□ □□ (印)

私は、下記の印鑑を御堂筋 **kappo2011** の開催に伴う企画調整、警備・交通規制及び設営等業務に関し、次の事項について使用したいのでお届けします。

使用印鑑



1. 入札参加資格確認申請について。
2. 見積、入札、契約の締結に関する事。
3. 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について。
4. 請負代金の請求及び受領について。
5. 復代理人の選任に関する件。

(注意事項)

本届は企業体の代表構成員のみ提出することになります。

御堂筋kappo2011 提案書作成要領参考資料 前年の仕様例

※注意：ここに記載している各施設、機関等への問合せや接触はおやめください。

1 自主警備関係

項目	仕様	数量	単位
■警備			
	警備員	382	名
	整理員	132	名
	事前調査、警備計画策定	1	式
	規制車両(淀屋橋・梅新南)	3	台
	規制標識引取・返却(東警察署)	1	式

2 交通規制等資材関係

項目	仕様	数量	単位
■交通・雑踏資器材	カラーコーン	3,480	本
	コーンウェイト	780	枚
	コーンパー	2,451	本
	公園型バリケード	58	台
	A型バリケード看板	55	台
	規制標識	46	台
	矢印板	30	台
	プラカード	31	枚
	資器材看板(A型看板)	13	枚
■配布・回収・運搬	配布・回収・運搬	1	式
■標識被覆作業	被覆資材費(標識・信号機用)	4	枚
	被覆資材費(標識)	28	枚
	高所標識被覆作業(3箇所程度)	1	式
■緑地進入防止資材	分離帯ロープスタンド	500	本
	トラロープ	6000	m
■設営・撤去	設営・撤去	1	式
■その他	図面作成、現場管理 等	1	式

3 交通規制予告看板・横断幕等設置関係

項目	仕様	数量	単位
■規制告知看板	450×1800/布地木枠張付け	29	枚
	600×1800/布地木枠張付け	305	枚
	900×1800/布地木枠張付け	234	枚
■規制告知横断幕	6500×700/布地ロープ付	41	枚
■取付・撤去・維持	看板・横断幕取付・撤去・維持	1	式
■その他	図面作成、道路使用許可等申請用資料作成	1	式

4 交通規制広報関係

項目	仕様	数量	単位
■デザイン・原稿作成等	A4交通規制チラシ、A4折込用チラシ、B2ポスター	1	式
■印刷			
A4交通規制チラシ	A4コート紙、カラー4色	160,000	枚
B2ポスター	B2コート紙、カラー4色	4,000	枚
■折込	A4交通規制チラシ6万枚折込(朝日・毎日・産経・読売・日経)	1	式

5 会場設営・撤去関係

項目	仕様	数量	単位
■企画運営			
基本計画書作成費		1	式
各種台本制作費		1	式
搬入設営マニュアル作成費		1	式

搬出入管理ディレクター	3エリア前日打合ロケ+本番(3名×1.5日)	1	式
臨時電話設営撤去	臨時電話(19回線)設営撤去費	1	式
出展者説明会資料作成	6種類(1種類あたり平均22ページ)	1	式
音楽ステージ事務局関係費	出演者調整連絡、電話対応等	1	式
■警察署現地本部①	北御堂白州		
パイプテント	2間×3間	1	張
イベント幕		3	枚
テーブル		6	台
テーブルクロス		6	枚
パイプイス		20	脚
A3紙書きラミネート		4	枚
養生シート		4	枚
コードリール		2	本
■警察待機詰所①	興銀ビルピロティ		
パイプテント骨組	2間×4間	1	張
イベント幕		3	枚
テーブル		5	台
パイプイス		20	脚
A3紙書ラミネート		4	枚
養生シート		1	枚
カラーコーン		8	本
コーンバー		4	本
■警察待機詰所②	北御堂白州		
パイプテント	2間×3間	1	張
イベント幕		3	枚
テーブル		4	台
パイプイス		20	脚
A3紙書ラミネート		3	枚
養生シート		1	式
■警察待機詰所③	南御堂前		
パイプテント骨組	2間×4間	1	張
イベント幕		3	枚
テーブル		4	台
パイプイス		20	脚
A3紙書ラミネート		6	枚
発電機		1	台
コードリール		2	台
■自主警備本部	北御堂白州		
パイプテント	2間×3間	1	張
イベント幕		3	枚
テーブル		4	台
パイプイス		20	脚
A3紙書きラミネート		3	枚
養生シート		1	式
コードリール		2	台
■総合本部・運営本部	北御堂白州		
パイプテント	2間×3間	1	張
イベント幕		3	枚
テーブル		6	台
テーブルクロス		6	枚
パイプイス		20	脚
A3紙書ラミネート		3	枚
養生シート		1	式
コードリール		2	台
ホワイトボード		2	台
■自主警備詰所①	興銀ビルピロティ		
パイプテント	2間×2間	0	張
イベント幕		0	枚
テーブル		3	台
テーブルクロス		3	枚
パイプイス		20	脚

A3紙書ラミネート		1	枚
コードリール		2	台
■自主警備詰所②	大阪ガスビルピロティ		
テーブル		1	台
テーブルクロス		1	枚
パイプイス		8	脚
A3紙書ラミネート		1	枚
コードリール		2	台
■自主警備詰所③	北御堂白州		
パイプテント	2間×3間	1	張
イベント幕		3	枚
テーブル		4	台
テーブルクロス		4	枚
パイプイス		20	脚
A3紙書ラミネート		4	枚
養生シート		1	式
コードリール		2	台
■自主警備詰所⑤	南御堂前		
テーブル		3	台
テーブルクロス		3	枚
パイプイス		20	脚
■報道受付	興銀ビルピロティ		
テーブル		1	台
テーブルクロス		1	枚
パイプイス		3	脚
A3紙書ラミネート		1	枚
館内養生(作業)		1	式
■案内所・運営詰所①			
パイプテント	2間×2間	1	張
テーブル		6	台
テーブルクロス		6	枚
パイプイス		10	脚
立看板		1	枚
ホワイトボード		1	台
■案内所・運営詰所②	大阪ガスビルピロティ		
テーブル		4	台
テーブルクロス		4	枚
パイプイス		10	脚
立看板		1	枚
ホワイトボード		1	台
出展者用養生セット	ブルーシート・テープ	3	セット
A3紙書ラミネート	トイレ案内	2	枚
■案内所・運営詰所③	南御堂前		
テーブル		4	台
テーブルクロス		4	枚
パイプイス		12	脚
立看板		1	枚
ホワイトボード		1	台
出展者用養生セット	ブルーシート・テープ	3	セット
A3紙書ラミネート	来場者御手洗い	5	枚
■案内所・運営詰所④	御堂筋MIDビル前		
パイプテント	1間×2間	1	張
テーブル		6	台
テーブルクロス		6	枚
パイプイス		12	脚
立看板		1	枚
ホワイトボード		1	台
■ステージ関係者受付	南御堂前		
テーブル		2	台
テーブルクロス		2	枚
パイプイス		4	脚

A3紙書ラミネート		1	枚
■仮設トイレ	セレパーク平野町駐車場		
大使用	和式	2	式
小使用		1	式
福祉トイレ		1	式
洗面手洗い台		1	式
案内看板類		1	式
汲取り作業		1	式
■ボランティア待機場所① 興銀ビルピロティ			
テーブル		4	台
テーブルクロス		4	枚
パイプイス		18	脚
自立式サイン		1	枚
■仮設更衣所①	興銀ビルピロティ		
パイプテント	2間×2間 骨組	1	張
イベント幕		3	枚
テーブル		1	台
テーブルクロス		1	枚
パイプイス		2	脚
養生シート		1	枚
■仮設更衣所②	大阪ガスビルピロティ		
パイプテント	2間×2間	1	張
イベント幕		3	枚
テーブル		1	台
テーブルクロス		1	枚
パイプイス		2	脚
A3紙書ラミネート		2	枚
養生シート		1	枚
■仮設更衣所③	南御堂		
パイプテント	2間×2間 骨組	1	張
イベント幕		3	枚
テーブル		1	台
テーブルクロス		1	枚
パイプイス		2	脚
A3紙書ラミネート		2	枚
養生シート		1	枚
■救護所①	大阪ガスビルピロティ		
パイプテント	1間×2間 骨組	1	張
イベント幕		3	枚
テーブル		1	台
テーブルクロス		1	枚
パイプイス		5	脚
ベッド、枕、シーツ、毛布		1	式
担架		2	式
駆血帯		1	式
注射枕		1	式
養生シート		1	式
立看板		1	枚
■救護所②	南御堂前		
パイプテント	2間×2間 骨組	1	張
イベント幕		3	枚
テーブル		2	台
テーブルクロス		2	枚
パイプイス		8	脚
ベッド、枕、シーツ、毛布		2	式
担架		2	式
駆血帯		1	式
注射枕		1	式
養生シート		1	式
立看板		1	枚

■出展者用テント	本線上		
自立式サイン		7	枚
コードリール		8	個
出展者用パラペット	300×900	59	枚
デコラテーブル		147	台
パイプイス		202	脚
パイプテント	1間×1.5間	1	張
パイプテント	1間×2間	7	張
発電機	2kva	8	台
養生シート	10m角	1	枚
ロイヤルパワーテント	2間×2間	1	張
ロイヤルパワーテント	2間×4間	28	張
■休憩セット			
カフェテーブル+イスセット	丸テーブル(ビニールクロス付)1+パイプイス6脚		
	本線上	68	セット
デコラテーブル	本線上	8	台
■沿道ビル空地出展	8箇所		
自立式サイン		4	枚
立看板	600×1800	1	枚
デコラテーブル		36	台
パイプイス		70	脚
■臨時駐輪場	クリスタ長堀サンクンガーデン		
パイプイス		1	脚
自立式サイン		1	枚
養生シート		1	枚
■施工・撤去			
施工・撤去		1	式
■運搬			
搬出入車両		1	式
■諸経費			
管理推進、図面作成、現場管理等		1	式
モトローラー通信機		70	台
看板サイン制作費	車両誘導用サインA3サイズ程度	25	枚
運営備品	購入&リース	1	式
現場諸経費		1	式
事前業務推進費		1	式
携帯電話レンタル費	事務局用63台、通話料込み	63	台
カップ購入費	スタッフ用	80	着
■保険関連	施設賠償責任保険	1	式
	行事参加者傷害保険	1	式
	施設入場者傷害保険	1	式
■清掃費			
会場清掃	パッカー車4台、先導車1台	1	式
■記録費			
記録費	現場写真撮影費	1	式
■業務推進費			
全体業務推進費		1	式

6 ステージ関係(個別ステージの仕様は省略)

項目	仕様	数量	単位
■進行関連費			
進行台本制作		8	式
音響関連サポートオペレーター		1	式
全体管理受付要員	進行関連,打合せ費含む	3	名
運営マニュアル		1	式
■メインステージ		0	
ステージ資機材		1	式
雨天用テント		2	張
雨天用テント		1	張
■パフォーマンスステージ			
ステージ	H600,W9000×D3600、ステップ3箇所、リリウム貼り、ケコミバンチ、バックパネル	1	式

パイプテント		1	式
テーブル		10	台
パイプイス		28	脚
発電機		1	台
コードリール		2	個
立看板		1	枚
カラーコーン		14	本
コーンバー		16	本
養生シート	9m角	3	枚
ディレクター		1	式
アシスタントディレクター		3	式
スタンドスピーカー		1	式
12ch調整卓(PAミキサー)		1	式
パワーアンプ		2	台
マイク&マイクスタンド		7	式
周辺機器		1	式
CDプレーヤー		1	台
MDプレーヤー		1	台
チーフオペレーター		1	名
サブオペレーター		1	名
■音楽ステージ①	本線内ステージの例		
簡易テント	3m角	1	張
テーブル	クロス付(PA用)	2	台
パイプイス		7	脚
発電機	2kva	2	台
コードリール		2	個
デコラテーブル		1	台
パイプイス		1	脚
出展者用ハラペット	300×900	1	枚
雨天用テント	2間×3間	1	張
パンチカーペット	2700×4500	1	式
立看板		1	枚
ディレクター		1	名
スタンドスピーカー		4	台
12ch調整卓(PAミキサー)		1	卓
パワーアンプ		2	台
マイク&マイクスタンド		5	セット
ダイレクトイン		3	台
周辺機器		1	式
チーフオペレーター		1	名
サブオペレーター		1	名
楽器関連(ドラム)		1	式
楽器関連(ベースアンプ)		1	式
楽器関連(キーボード)		1	式
楽器関連(ギターアンプ)		1	式
■音楽ステージ②	沿道ビル前空地ステージの例		
簡易テント	3m角	1	張
テーブル	クロス付(PA用)	2	台
パイプイス		7	脚
発電機	2kva	1	台
コードリール		1	個
パンチカーペット	2700×4500	1	式
立看板		1	枚
養生コンパネ		1	枚
ディレクター		1	名
スタンドスピーカー		2	台
12ch調整卓(PAミキサー)		1	卓
パワーアンプ		2	台
マイク&マイクスタンド		5	セット
ダイレクトイン		2	台
周辺機器		1	式

チーフオペレーター		1	名
-----------	--	---	---

7 一斉放送設備関係

項目	仕様	数量	
■音響関連			
放送設備費用	一斉放送設備(淀屋橋-新橋)	1	式

御堂筋kappo2010では事務局が制作・発注したが
御堂筋kappo2011では本件委託業務に含めることを想定している項目

項目	仕様	数量	
	音楽ステージ等審査員謝礼	1	式
	音楽ステージ出演者証(シール)作成(200名分)	1	式
	プレス証作成(100名分)	1	式
	出展者証作成(500名分)	1	式
	ボランティアスタッフ用粗品(140名分)	1	式
	弁当調達(52名分)	1	式
	スタッフTシャツ作成(160名分)	1	式
	事務局運営資材搬入搬出作業(※)	1	式
	ポスター企画・作成(前年度はB1:500部、B2:3,000部)	1	式
	フライヤー企画・作成(前年度はA2版4つ折り:20万部)	1	式
	手話通訳(オープニング)	1	式

※

資材名	数量
ポスター	60枚
ビニル傘	35本
フライヤー(500枚入包)	142個
ダンボール箱	20箱
ゴミ箱用ダンボール	192枚
着ぐるみ	1体
自転車(回収のみ)	1台

※配送地点数は24地点 回収地点数は8地点